No.1 ホスティングサービス利用約款

株式会社 No.1

株式会社 No.1 が提供する No.1 ホスティングサービスの利用を目的とする契約の内容やその申込方法等については、この No.1 ホスティングサービス利用約款で定めています。契約の申込の前に、必ずこの No.1 ホスティングサービス利用約款の内容を確認して下さい。

第１章

第１条（No.1 ホスティングサービス利用約款の目的）

この No.1 ホスティングサービス利用約款は、株式会社 No.1（以下、「当社」という。）が提供する No.1 ホスティングサービスの利用を目的とする契約（以下、「No.1 ホスティングサービス利用契約」という。）の内容及びその申込方法等について定めます。

第２章

第２条（申込の方法）

1. No.1 ホスティングサービス利用契約の申込の方法には、当社が公開しているウェブサイトから申し込む方法と、申込書により申し込む方法の２通りがあります。
2. 当社が公開しているウェブサイトから申し込む場合には、ウェブサイト上の申込フォームのすべての項目を漏れなく入力したうえ、画面に表示される手順に従って送信の操作を行ってください。
3. 申込書により申し込む場合には、当社が別に定める様式の申込書のすべての項目を漏れなく記入し、捺印のうえ、これを当社又は当社がビジネスパートナー契約若しくは取次プログラム契約に基づいて No.1 ホスティングサービス利用契約の媒体を委託している当社の代理店に提出して下さい。
4. No.1 ホスティングサービス利用契約の申込に際しては、次の各号に掲げるそれぞれの項目について、当社が第２項に定めるウェブサイト上の申込フォーム又は前項に定める申込書に掲げるものの中から希望する者を選んでください。
   （1） No.1 ホスティングサービス利用契約の種類（以下、「サービスプラン」という。）
   （2） No.1 ホスティングサービス利用契約の存続期間（以下、「契約期間」という。）
   （3） 料金の支払方法
5. No.1 ホスティングサービス利用契約の申込に際しては、この No.1 ホスティングサービス利用約款のすべての内容を確認して下さい。当社は、この No.1 ホスティングサービス利用約款の内容の全部または一部を承諾しない方については、No.1 ホスティングサービス利用契約の申込及び No.1 ホスティングサービスの利用を拒絶しますので、その場合には第２項に定める申込のための送信の操作又は第３項に定める申込書の提出を行わないでください。

第３条（No.1 ホスティングサービス利用契約の成立要件）
No.1 ホスティングサービス利用契約は、次の各号に掲げるすべての事由を要件として成立するものとします。
(1) 前条第２項に定める申込の情報又は前条第３項に定める申込書が当社に到達すること。
(2) No.1 ホスティングサービス利用契約の申込者（以下、「お客様」という。）が第５１条に定める料金の全部を当社に支払う事。
(3) 当社がお客様に対して承諾の意思表示を行う事。

第４条（No.1 ホスティングサービス利用契約の成立時期）
1. No.1 ホスティングサービス利用契約は、当社の発信した承諾の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
2. 前項の承諾の通知は、電子メールを用いてこれを行います。

第５条（承諾を行わない場合）
1. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、No.1 ホスティングサービス利用契約の申込に対して承諾を行わないことがあります。
（1） お客様がこの No.1 ホスティングサービス利用契約に違背して No.1 ホスティングサービスを利用することが明らかに予想される場合。
（2） お客様が当社に対して負担する何らかの債務の履行について現に遅滞が生じている場合又は過去において遅滞の生じたことがある場合。
（3） お客様が No.1 ホスティングサービス利用契約の申込に際して当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
（4） お客様がクレジットカードによる料金の支払を希望する場合であって、クレジットカード会社の承認が得られない場合。
（5） お客様が申込の際に未成年、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、自らの行為によって確定的に No.1 ホスティングサービス利用契約を締結する行為能力を欠き、法定代理人又はその他の同意権者同意又は追認が無い場合。
（6） お客様が反社会的な団体である場合又はお客様が反社会的な団体の構成員である場合。
（7） 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで支障がある場合又は支障の生じる恐れがある場合。
2. 前項の場合には、当社は承諾を行わない旨をお客様に通知しません。

第３章

第１節 総則

第６条（No.1 ホスティングサービス）
この No.1 ホスティングサービス利用約款においては、当社が No.1 ホスティングサービ

ス利用契約に基づいてお客様に提供するサービスを「No.1 ホスティングサービス」といいます。

第７条（共有サーバ）
1. No.1 ホスティングサービスのうち当社がお客様にサーバの機能を提供するものについては、お客様が一台のサーバを他の利用者と共同で利用する形をとるものとします。
2. この No.1 ホスティングサービス利用約款においては、当社がお客様に提供する前項のサーバの機能を「共有サーバ」といいます。

第８条（No.1 ホスティングサービスの利用の開始）
お客様は、前章の定めるところにより No.1 ホスティングサービス利用契約が成立した時から No.1 ホスティングサービスを利用することができます。

第９条（登録済みのドメイン名の使用）
1. お客様又は第三者の名義ですでに登録されているドメイン名があり、お客様がそのドメイン名を使用する権利を有する場合には、お客様は、No.1 ホスティングサービスの利用に際して、そのドメイン名を使用することができます。ただし、お客様が複数のドメイン名を使用する権利を有する場合であっても、No.1 ホスティングサービスの利用に際しては、第１３条第３項前段の定めるところにより、そのうちの１つのドメイン名に限り使用することができるものとします。
2. お客様が、No.1 ホスティングサービスの利用に際して、前項本文に定めるドメイン名を使用しようとする場合には、No.1 ホスティングサービス利用契約の申込の際に、その旨及びそのドメイン名を当社にお知らせください。なお、No.1 ホスティングサービスの利用に際して、そのドメイン名を使用することができない場合もあります。
3. 当社は、お客様が No.1 ホスティングサービスの利用に際して第１項に定めるドメイン名を使用することができないことによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第１０条（ドメイン名登録申請事務手続きの代行サービス）
1. 当社は、第１４条に基づいて当社が別に定める特定のドメイン名管理団体に対し、お客様が希望するドメイン名について、その登録申請事務手続の代行サービスを提供します。当社は、お客様が共有サーバ若しくはドメインポインタサービスの利用の際に使用しようとするドメイン名又はお客様がドメイン名管理代行サービスの提供を受けようとするドメイン名に限り、このサービスを提供します。また、当社は、一つの No.1 ホスティングサービスの利用につき一つのドメイン名に限り、このサービスを提供します。
2. 前項のサービスの利用を希望する場合には、No.1 ホスティングサービス利用契約の申込の際に、その旨及び希望するドメインを当社に知らせてください。なお、希望するドメイン名を登録することができない場合もあります。
3. 当社は、第１項の定めるところにより当社の提供するサービスが遅延し、又は当社がそ

のサービスを提供しなかったことによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。
4. 当社は、ドメイン名管理団体の行うドメイン名の登録のための手続きが遅延し、又はドメイン名管理団体がその手続きを行わなかったことによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第１１条（ドメイン名での No.1 ホスティングサービスの利用）
1. 当社は、お客様が前２条に定めるドメイン名で No.1 ホスティングサービスを利用することができるようにするため、第１４条に基づいて当社が別に定める特定のドメイン名管理団体に対して、必要な手続きを行います。
2. お客様は、前項の手続きの完了後、通常であれば数日経過すると、前２条に定めるドメイン名で No.1 ホスティングサービスを利用することができるようになります。
3. お客様が当社以外の同種の電気通信事業者等の提供するサービスの利用に際し使用していたドメイン名で No.1 ホスティングサービスを利用するためには、そのサービスを提供していた電気通信事業者等がドメイン名管理団体に対して一定の手続きを行う必要がある場合があります。万が一、その電気通信事業者等の適切な協力が得られない場合には、お客様は、そのドメイン名で No.1 ホスティングサービスを利用することができない場合もあります。
4. 当社は、第１項の定めるところにより当社の行う手続きが遅延し、又は当社がその手続きを行わないことによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。
5. 当社は、第２項に定める手順が遅延し、又はその手順が完了しないことによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。
6. 当社は、第３項後段の定める事由によりお客様が当社以外の同種の電気通信事業者等の提供するサービスの利用に際して使用していたドメイン名で No.1 ホスティングサービスを利用することができない事によりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第１２条（ドメイン名の登録を維持するためのサービス）
1. 当社は、第９条第２項によりお客様が当社に知らせたドメイン名又は第１０条第１項に定める登録申請事務手続きの代行サービスにより登録したドメイン名のドメイン名管理団体における登録を維持するために必要なサービスを提供します。
2. 当社は、前項に定めるドメイン名の登録を維持することができなかったことによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第１３条（使用できるドメイン名の制限）
1. お客様は、第９条第２項により当社に知らせたドメイン名又は第１０条第１項に定める登録申請事務手続きの代行サービスによりドメイン名管理団体において登録したドメイン名に限り、共有サーバ若しくはドメインポインタサービスの利用にあたって使用し、又はドメイン名管理代行サービスの提供を受ける事ができます。

2. お客様は、共有サーバ若しくはドメインポインタサービスの利用にあたって使用するドメイン又はドメイン名管理代行サービスの提供を受けるドメイン名を前項のドメイン名と異なるものに変更することができません。
3. お客様は、当社が別に定める場合を除くほか、共有サーバ若しくはドメインポインタサービスの利用にあたって、一つの No.1 ホスティングサービス利用契約につき一つのドメイン名に限り使用することができます。また、お客様は、当社が別に定める場合を除くほか、一つの No.1 ホスティングサービス利用契約につき一つのドメイン名に限り、ドメイン名管理代行サービスの提供を受ける事ができます。

第１４条（ドメイン名管理団体の制限）
当社がお客様に提供するドメイン名登録申請事務手続きの代行サービス（第１０条)、ドメイン名で No.1 ホスティングサービスを利用することができるようにするための手続き（第１１条）及びドメイン名の登録を維持するためのサービス（第１２条）については、米国ＩＣＡＮＮ（Internet Corporation for Assigned Names and Numbers）がドメイン名の登録を行う権限を有するものとして定めるドメイン名管理団体のうち、当社が別に定める特定のドメイン名管理団体に対してのみ、これを行います。

第１５条（サポート）
1. 当社は、No.1 ホスティングサービス利用契約に基づいてお客様に提供するハードウェア、ネットワークその他に関するお客様からの問い合わせについて、当社が別に定めるところに従い、これに回答するサービス（以下、「サポート」という。）を提供します。
2. サポートの業務は、当社が別に定める時間内に限り、これを行います。

第１６条（本人確認の方法等）
1. 当社は、次の表の「問い合わせの内容」欄に掲げる事項についてお客様から電話で問い合わせを受けた時は、第１号に掲げる内容の問い合わせに際しては、お客様の氏名（お客様が団体である場合には当該団体の名称）を電話口でお客様に尋ねるほか回答にあたって特に本人確認を行わず、又、第２号に掲げる内容の問い合わせに際しては、回答に先立ちお客様の氏名（お客様が団体である場合には当該団体の名称）を電話口でお客様に尋ねた上で、同号の「本人確認の方法」欄に掲げる方法でお客様が本人であることの確認（以下、「本人確認」という。）を行います。

問い合わせの内容	本人確認の方法
（1） お客様が当社との間で締結した No.1 ホスティングサービス利用契約の内容に関する事項のうち、次に掲げるもの。 （ア） 契約期間 （イ） 契約期間満了日 （ウ） サービスプラン （エ） 料金の価格	本人確認は行いません。

（オ） 料金の支払い方法 （カ） ドメイン名の登録を維持するためのサービスの利用の有無 （キ） No.1 ホスティングサービス利用契約締結の際における当社の代理店の媒介の有無	
（2） お客様が当社との間で締結した No.1 ホスティングサービス利用契約の実施状況、お客様が当社に知らせたお客様の連絡先その他の事項のうち、次に掲げるもの。 （ア） 料金の支払い状況 （イ） サービスの提供の停止又は終了等の状況 （ウ） 当社が行う作業の進捗状況 （エ） オプションサービスの申込内容 （オ） お客様の氏名 （カ） お客様が団体である場合における当該団体の名称又は代表者の氏名 （キ） お客様の代理人又は担当者の氏名 （ク） お客様の電話番号又は FAX 番号 （ケ） お客様の電子メールアドレス （コ） お客様の住所	当社がお客様に発行した「お客様 ID」という名称のユーザ ID（以下、「お客様 ID」という。）を構成する文字列を電話口でお客様に尋ね、お客様が正しいお客様 ID を構成する文字列を答える事が出来る事を確認する方法。

2. 当社は、前項の表の第 1 号に掲げる内容の問い合わせに際してお客様の本人確認を行わないでこれに回答し、又は前項の表の第 2 号に掲げる内容の問い合わせに際して同号の「本人確認方法」欄に掲げる方法で本人確認を行ったうえでこれに回答した場合において、その回答したことによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。又、当社は、前項の表の第 2 号に掲げる内容の問い合わせに際し同号の「本人確認の方法」欄に掲げる方法と異なる方法でお客様の本人確認を行い、又はお客様の本人確認を行わないで、これに回答した場合において、その回答したことによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。
3. 当社は、お客様から電話で何らかの問い合わせを受けた場合において、これに回答しなかったことによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第 17 条（ログの非公開）
1. 当社は、別に定める場合を除くほか、当社がお客様に提供する共用サーバに対するアクセスの状況の記録（以下、本条において「ログ」という。）の内容をお客様に知らせるサービスを提供しません。
2. 当社は、当社がログの内容をお客様に知らせない事によってお客様に生じた損害につい

て、一切の責任を負いません。

第 18 条（データ等のバックアップ）
1. 当社は、別に定める場合を除くほか、共用サーバに保存されたデータ等について、毀滅に備えてあらかじめその複製を行うサービスを提供しません。
2. 当社は、共用サーバに保存されたデータ等が何らかの事由により毀滅した場合において、これを復元するサービスを提供しません。
3. 当社は、共用サーバに保存されたデータ等が何らかの事由により毀滅した場合において、これによってお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。
4. 当社は、共用サーバに保存されたデータ等の毀滅に備えて定期的にその複製を行う事をお客様に強く推奨します。

第 19 条（インターネットへの接続）
当社は、お客様がその端末機器をインターネットに接続するために必要なサービスを提供しません。No.1 ホスティングサービスの利用に際しては、他の電気通信事業者との間におけるダイアルアップＩＰ接続サービス利用契約の締結、又は専用回線サービス利用契約の締結等、お客様の端末機器をインターネットに接続するための手段をお客様の責任において用意する必要があります。

第 20 条（経路などの障害）
当社は、No.1 ホスティングサービスをお客様に提供するために当社が利用する電気通信事業者又はその他の事業者の設備の故障等により、お客様が No.1 ホスティングサービスを適切に利用することができなくなった場合であっても、これによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第 21 条（パスワード等の管理）
1. お客様は、当社がお客様に発行したユーザ ID 及びパスワード（以下、「パスワード等」という。）を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これらが他に漏れないように注意を尽くさなければなりません。
2. 当社は、当社が運用する各種のサーバ（共有サーバを含む。以下、「当社のサーバ」という。）にアクセスしようとする者に対してユーザ ID 及びパスワードの入力を求める事によってその者のアクセスの権限の有無を確かめるシステム（以下、「パスワード照合システム」という。）を用いる場合には、正しいユーザ ID を構成する文字列と入力されたユーザ ID を構成する文字列及び正しいパスワードを構成する文字列と入力されたパスワードを構成する文字列がそれぞれ一致するときは、その者にアクセスの権限があるものとして取り扱います。
3. 当社は、当社がお客様に発行したパスワード等が不正に使用されたことによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。また、当社は、第三者がパスワード照合システムの動作を誤らせ、又はその他の方法で当社のサーバに不正にアクセスしたことによ

りお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。
4. お客様は、第 1 項に定めるパスワード等の適切な管理を欠いたために当社に損害が生じたときは、これを賠償する責任を負います。

第 22 条（秘密鍵の管理）
1. お客様は、No.1 ホスティングサービスの利用に際してお客様が作成した秘密鍵（以下、本条において単に「秘密鍵」という。）を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これが他に漏れないように注意を尽くさなければなりません。
2. お客様は、秘密鍵が他に漏れる等、その秘密鍵の使用を継続することが適切でない場合として当社が別に定める事実が生じたことを知り、又はその事実が生じたことを疑うべき事実があることを知った時は、その旨を速やかに当社に届け出て下さい。この届け出は、当社が別に定める方法によりこれを行ってください。
3. 当社は、秘密鍵が不正に使用されたことによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。
4. お客様は、第 1 項に定める秘密鍵の適切な管理を欠いたために当社に損害が生じたときは、これを賠償する責任を負います。

第 23 条（過大な負荷を与えることの禁止）
お客様は、当社のサーバ又はその他の設備に過大な負荷を与えるような方法で No.1 ホスティングサービスを利用してはいけません。

第 24 条（お客様と第三者との間における紛争）
お客様は、No.1 ホスティングサービスの利用に際して第三者との間において生じた名誉棄損、プライバシーの侵害、ドメイン名を使用する権利の有無及びその他一切の紛争について、お客様自身の責任で誠実にこれを解決しなければなりません。

第 25 条（インターネットにおける習慣の遵守）
お客様は、スパムメールの発信の禁止等、インターネットの参加の間において確率している慣習を尊重しなければなりません。

第 26 条（違法行為等の禁止等）
1. お客様は、No.1 ホスティングサービスを利用して、法令により禁止されている行為若しくは公序良俗に反する行為を行い、又は第三者にこれを行わせてはいけません。
2. お客様は、当社がお客様に提供している No.1 ホスティングサービスを第三者が不正に利用して、いわゆるフィッシングサイトの運用等、法令により禁止されている行為又は公序良俗に反する行為を行っていることを知った時は、その旨を速やかに当社に届け出て下さい。

第 27 条（アダルトサイト等の禁止）

1. お客様は、No.1 ホスティングサービスを利用して、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）（以下、「風俗営業法」という。）の定める性風俗関連特殊営業を行い、若しくは第三者にこれを行わせ、又は風俗営業法の定める性風俗関連特殊営業に関する情報を第三者の閲覧若しくは利用に供し、又は第三者にこれを行わせてはいけません。
2. 前項に定めるもののほか、お客様は、No.1 ホスティングサービスを利用して、文字、画像、音声又はその他の何らかの方法により、性的な好奇心をそそる情報を第三者の閲覧若しくは利用に供し、又は第三者にこれを行わせてはいけません。

第 28 条（契約上の地位の処分の禁止等）
1. お客様は、No.1 ホスティングサービス利用契約に基づくお客様の地位及び No.1 ホスティングサービス利用契約に基づき当社に対してサービスの提供を求めることを内容とするお客様の権利について、これを第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供することができません。
2. お客様は、当社が別に定める場合を除くほか、No.1 ホスティングサービス利用契約に基づいて当社がお客様に提供するサービスを有償又は無償で第三者に利用させることができません。

第 29 条（営業秘密等の漏洩等の禁止）
1. お客様は、当社の事業に関する技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないもの又は当社の顧客に関する情報を入手した時は、当社がこれを秘密として管理しているかどうかに関わらず、その入手した情報（以下、本条において「入手情報」という。）の存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはいけません。
2. 前項の規定は、No.1 ホスティングサービス利用契約終了後も、これを適用するものとします。
3. お客様は、No.1 ホスティングサービス利用契約の終了時までに、その保有する入手情報を完全に消去しなければなりません。完全に消去することのできないものであって返還することのできるものは当社に返還して下さい。

第 30 条（当社からの連絡）
1. 当社がお客様に対して電子メール、郵便又はファックス等で何らかの連絡をした場合には、その内容をよく読み、不明の点があるときは、当社に問い合わせてください。
2. 当社は、前項の連絡の内容をお客様が理解しているものとして No.1 ホスティングサービスの提供及び No.1 ホスティングサービス利用契約に関するその他の事務を行います。当社は、この事によってお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。
3. 当社の名義で作成された電子メール、郵便又はファックス等をお客様が受け取った場合において、その内容が明らかに不自然であるときは、偽造されたものである可能性がありますので、速やかに当社に連絡してください。

第 31 条（当社からの問い合わせ）
1. 当社は、No.1 ホスティングサービスをお客様に提供するにあたり、ドメイン名管理団体若しくはその他の団体等をとの間で必要な手続きを行うため、又はその他の必要があるときは、電子メール、郵便又はファックス等でお客様に対して一定の事項について問い合わせを行うことがあります。
2. 前項により当社がお客様に問い合わせる事項は、当社が No.1 ホスティングサービスをお客様に提供するために必要なものです。したがって、前項の場合には当社がお客様に求める事項を速やかに当社に通知し、不明の点があるときは当社にお問い合わせください。
3. 当社は、当社がお客様に第 2 項の問い合わせを行った日から 1 ヶ月を経過してもお客様が当社に対して必要な応答を行わず、このために当社が No.1 ホスティングサービスをお客様に提供するにあたり必要な手続き又はその他の事務等を履践することができないときは、お客様に対する No.1 ホスティングサービスの一部の提供を取り止めることがあります。
4. 前項の規定は、お客様が次条に定める変更の届出を行わないために第 1 項の問い合わせがお客様に到達せず、このために当社が No.1 ホスティングサービスをお客様に提供するにあたり必要な手続き又はその他の事務等を履践することができない場合にこれを準用します。なお、この場合において当社が変更の届出前の情報に基づいてお客様へ送った問い合わせは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
5. 当社は、前 2 項に基づいて当社がお客様に対する No.1 ホスティングサービスの一部の提供を取り止める旨をお客様に通知したときは、その通知がお客様に到達した日をもって当該一部のサービスの提供を受ける権利を失うものとします。この場合において、その通知が何らかの事情によりお客様に到達しないときは、当社がその通知を発信した日から 1 週間経過した日をもってお客様に通知が到達したものとみなすことができ、お客様は当該一部のサービスの提供を受ける権利を失うものとします。当社は、この事によってお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。
6. お客様は、前項の定めるところにより当社が No.1 ホスティングサービスの一部の提供を取り止めた場合であっても、すでに当社に支払った本来の当該一部のサービスを利用することができる期間の満了日までの間の当該一部のサービスの料金の償還を受ける事はできません。

第 32 条（変更の届出）
1. No.1 ホスティングサービス利用契約の申込の際に申込フォームに入力した事項又は申込書に記載した事項について変更があった時は、その旨及び変更の内容を速やかに当社に届け出てください。この変更の届出は、当社が別に定める方法によりこれを行ってください。
2. 当社は、前項の届出が当社に到達し、かつ、当社が変更の事実を確認するまでは、変更のないものとして No.1 ホスティングサービスの提供及び No.1 ホスティングサービス利用契約に関するその他の事務を行います。当社は、この事によってお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。
3. 前 2 項の規定は、本条により当社に届け出た事項についてさらに変更があった場合にこ

れを準用します。
4. 第 1 項及び第 2 項の規定は、相続または合併により No.1 ホスティングサービス利用契約に基づくお客様の地位の承継があった場合にこれを準用します。この場合には、No.1 ホスティングサービス利用契約に基づくお客様の地位を承継した方が、本条に定める変更の届出を行ってください。

第 33 条（No.1 ホスティングサービス利用に関する規則）
1. 当社は、No.1 ホスティングサービスの利用に際してお客様が遵守するべき事項を明らかにするために、この No.1 ホスティングサービス利用約款とは別に予告なく No.1 ホスティングサービスの利用に関する規則を定める場合があります。その規則の内容は、当社のウェブサイトへの記載等、適当な方法でお客様に知らせます。
2. 当社は、前項により定めた規則の内容を予告なく改定する場合があります。改定された規則の内容は、当社のウェブサイトへの記載等、適当な方法でお客様に知らせます。
3. お客様は、この No.1 ホスティングサービス利用約款のほか、本条に基づいて当社が定める規則についても遵守して下さい。当該規則と、No.1 ホスティングサービス利用約款の定めが異なる場合は、当該規則が優先するものとします。

第 34 条（No.1 ホスティングサービスの提供の停止）
1. 当社は、お客様について第 58 条第 1 項各号に掲げるいずれかの事由があるとき、又は当社がお客様に提供している No.1 ホスティングサービスを第三者が不正に利用していわゆるフィッシングサイトの運用等第 26 条第 2 項に定める行為を行っているときは、直ちに無催告でそのお客様に対する No.1 ホスティングサービスの提供を停止することがあります。
2. 当社は、お客様が No.1 ホスティングサービス利用料金の支払いを遅延した場合は、No.1 ホスティングサービスの停止ができるものとします。
3. 当社は、お客様が本契約以外の当社への支払いを遅延した場合でも、No.1 ホスティングサービスの停止ができるものとします。
4. 当社は、前 3 項に基づいて当社が No.1 ホスティングサービスの提供を停止したことによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第 35 条（No.1 ホスティングサービスの利用不能）
1. お客様は、相当の期間にわたり No.1 ホスティングサービスを利用することができない事態が日常的に生じうるものであることを了承するものとします。
2. 当社は、コンピュータウィルス又はセキュリティの欠陥のために当社のサーバその他のコンピュータシステムに保存されているデータ、プログラムその他の電磁的記録が滅失若しくは損傷し、又はこれが改変されたことによりお客様又は第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程度に関わらず、一切の責任を負いません。
3. 当社は、前 2 項に定める事態及び損害の発生の防止に努めますが、これについて一切の法律上の責任を負うものではありません。

第 36 条（担保責任の否定）
1. 次の各号に掲げる事態その他の No.1 ホスティングサービスに関する事項について当社が何らかの担保責任を負う旨を定める法律の規定は、当社とお客様の間においては、これを適用しないものとします。
（1） No.1 ホスティングサービスが一定の品質を備えること。
（2） No.1 ホスティングサービスの内容が特定の利用目的にかなうこと。
（3） No.1 ホスティングサービスを利用することが第三者の権利を侵害するものではないこと。
2. No.1 ホスティングサービス利用契約は、明示、黙示を問わず、前項各号に掲げる事項その他の No.1 ホスティングサービスに関する事項について当社が何らかの担保責任を負う旨を定めるものではありません。

第 37 条（免責）
1. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由によりお客様又は第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程度に関わらず、一切の責任を負いません。
（1） 共有サーバに蓄積又は転送されたデータ等が当社のサーバその他の設備の故障又はその他の事由により滅失若しくは損傷し、または外部に漏れたこと。
（2） お客様又は第三者が共有サーバに接続することができず、又は共有サーバに接続するために通常よりも多くの時間を要したこと。
（3） お客様又は第三者が共有サーバに蓄積されたデータ等を他所に転送することができず、又はこれを他所に転送するために通常よりも多くの時間を要したこと。
（4） お客様が注文した電子証明書が発行されず、又はお客様が注文した電子証明書が発行されるために通常よりも多くの時間を要したこと。
（5） 当社がお客様に行うべき連絡を怠ったこと。
（6） 当社がお客様から預かった書類またはデータ等を紛失したこと。
（7） お客様が No.1 ホスティングサービス利用契約の申し込みを撤回しようとしたのに当社がこれを認めなかったこと。
（8） お客様が No.1 ホスティングサービス利用契約を更新しようとしたのに当社がこれを認めなかったこと。
2. 当社は、前項各号に掲げる事由によるもののほか、No.1 ホスティングサービス自体によりお客様又は第三者に生じた損害及び No.1 ホスティングサービスに関連してお客様又は第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程度に関わらず、一切の責任を負いません。

第 38 条（消費者契約に関する免責の特則）
この No.1 ホスティングサービス利用約款の条項のうち、次の各号に掲げるものは個人の客様（事業として又は事業のために No.1 ホスティングサービス利用契約の当事者となったお客様を除く）については、当社の責任の全部を否定するのではなく、その債務不履行が

生じ、その不法行為がなされ、又はその契約不適合が存じた期間の分の月額利用料金としてお客様が当社に支払った金額を限度として当社がその損害をお客様に賠償するものと読み替えるものとします。
（1）　当社の債務不履行によりお客様に生じた損害を賠償する責任の全部を否定する旨を定める条項。
（2）No.1 ホスティングサービス利用契約における当社の債務の履行に際してなされた当社の不法行為によりお客様に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を否定する旨を定める条項。
（3）No.1 ホスティングサービス利用契約の目的物に種類又は品質に関して契約不適合があるとき（No.1 ホスティングサービス利用契約が請負契約である場合には、その No.1 ホスティングサービス利用契約の仕事の目的物に種類又は品質に関して契約不適合があるとき。）に、その瑕疵によりお客様に生じた損害を賠償する当社の責任の全部を否定する旨を定める条項。

第 2 節 ホスティングサービス

第 39 条（この節の規定の適応対象）
この節の規定は、No.1 ホスティングサービス利用契約に基づいて当社が提供するホスティングサービスを利用するお客様にのみ、これを適応します。

第 40 条（基本サービス）
1. 当社は、サービスプランごとに当社が別に定めるところに従い、次の各号に掲げるサービスの一方又は双方を基本サービスとしてお客様に提供します。
（1）　WWW サービス
（2）　電子メールのサービス
2. 前項各 1 号のサービス内容は、ウェブサイトを公開するために利用することができるウェブサーバの機能をお客様に提供するものです。
3. 第 1 項第 2 号のサービスの内容は、電子メールの送受信のために利用することができる電子メールサーバの機能をお客様に提供するものです。
4. 当社は、本条に掲げる基本サービスの内容を予告なく変更する場合があります。当社は、このことによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第 41 条（IP アドレス）
1. 当社は、共有サーバの提供に際して、当社が割り当てる権限を有する特定の IP（Ｉｎｔｅｒｎｅｔ　Ｐｒｏｔｏｃｏｌ）アドレスをお客様に割り当てます。ただし、サービスプランによっては、他の利用者と同一のＩＰアドレスを割り当てる場合や、ＩＰアドレスの割り当てを行わない場合があります。
2. 当社は、前項の定めるところにより割り当てたＩＰアドレスを第 4 条に定める承諾の通知の際にお客様に知らせます。

3. 当社は、第 1 項ただし書の場合には、ドメイン名を用いることなく共有サーバを利用するための方法を第 4 条に定める承諾の通知の際にお客様に知らせます。
4. 当社は、第 1 項の定めるところにより割り当てたＩＰアドレスを予告なく変更する場合があります。当社は、このことによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第 42 条（ＤＮＳサーバ）
1. 当社は、共有サーバをドメイン名で利用できるようにするため、第 41 条の基本サービスの提供に際して、プライマリＤＮＳ（Ｄｏｍａｉｎ Ｎａｍｅ Ｓｙｓｔｅｍ）サーバ及びセカンダリＤＮＳサーバをあわせて提供します。ただし、お客様から特に申出があったときは、プライマリＤＮＳサーバ又はセカンダリＤＮＳサーバの一方又は双方を提供しない場合があります。
2. 当社は、前項により当社の提供するプライマリＤＮＳサーバ又はセカンダリＤＮＳサーバが適切に動作しないことによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。
3. 当社は、第 1 項の定めるところにより提供するプライマリＤＮＳサーバ又はセカンダリＤＮＳサーバを予告なく変更する場合があります。当社は、このことによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第 43 条（オプションサービス）
1. 当社は、お客様から特に申出があったときは、当社が別に定めるオプションサービスを第 40 条の基本サービスに付加して提供します。
2. 当社は、前項に基づいて当社が定めるオプションサービスの内容を予告なく変更する場合があります。当社は、このことによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。
3. お客様は、第 1 項に基づいて当社がお客様に提供するオプションサービスの全部又は一部について、いつでも将来に向かってその利用を取り止める事ができます。
4. 前項の場合には、当社の定める方式に従って当社に対して当該オプションサービスの利用を取り止める旨の通知を行わければなりません。当社の定める方式に従わない場合には、当該オプションサービスの利用を取り止める効果は生じません。
5. お客様は、前項の定めるところによりオプションサービスの利用を取り止める旨の通知を行ったときは、その通知が当社に到達した日をもって当該オプションサービスを利用する権利を失うものとします。
6. お客様は、第 3 項の定めるところによりオプションサービスの利用の取りとめを行った場合であっても、すでに当社に支払った本来の当該オプションサービスを利用することができる期間の満了日までの間のオプション新規セットアップ料金及びオプション月額利用料金の全部又は一部の償還を受けることはできません。

第 3 節 ドメインポインタサービス

第 44 条（この節の規定の適応対象）
この節の規定は、No.1 ホスティングサービス利用契約に基づいて当社が提供するドメインポインタサービスを利用するお客様にのみ、これを適応します。

第 45 条（基本サービス）
1. 当社は、サービスプランごとに当社が別に定めるところに従い、次の各号に掲げるサービスの一方又は双方を基本サービスとしてお客様に提供します。
（1） ウェブ転送サービス
（2） 電子メールサービス
2. 前項第 1 号のサービスの内容は、お客様が他所で公開しているウェブサイトをそのウェブサイトを特定するために使用しているドメイン名と異なるドメイン名でも利用することができるようにする目的で、いわゆるウェブ転送の機能をお客様に提供するものです。
3. 第 1 項第 2 号のサービスの内容は、お客様が他所で利用している電子メールサーバにおいて、その電子メールサーバを特定するために使用している電子メールアドレスのドメイン名と異なるドメイン名の電子メールアドレスに宛てて送信された電子メールも受け取ることができるようにする目的で、いわゆる電子メール転送の機能をお客様に提供するものです。
4. 当社は、本条に掲げる基本サービスの内容を予告なく変更する場合があります。当社は、このことによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第 46 条（オプションサービス）
1. 当社は、お客様から特に申出があったときは、当社が別に定めるオプションサービスを前条の基本サービスに付加して提供します。
2. 当社は、前項に基づいて当社が定めるオプションサービスの内容を予告なく変更する場合があります。当社は、このことによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。
3. お客様は、第 1 項に基づいて当社がお客様に提供するオプションサービスの全部又は一部について、いつでも将来に向かってその利用を取り止める事ができます。
4. 前項の場合には、当社の定める方式に従って当社に対して当該オプションサービスの利用を取り止める旨の通知を行わなければなりません。当社の定める方式に従わない場合には、当該オプションサービスの利用を取り止める効果は生じません。
5. お客様は、前項の定めるところによりオプションサービスの利用を取り止める旨の通知を行ったときは、その通知が当社に到達した日をもって当該オプションサービスを利用する権利を失うものとします。
6. お客様は、前 3 項の定めるところによりオプションサービスの利用の取り止めを行った場合であっても、すでに当社に支払った本来の当該オプションサービスを利用することができる期間の満了日までの間のオプション新規セットアップ料金及びオプション月額利用料金の全部又は一部の償還を受けることはできません。

第 4 節 ドメイン名管理代行サービス

第 47 条（この節の規定の適応対象）

この節の規定は、No.1 ホスティングサービス利用契約に基づいて当社が提供するドメイン名管理代行サービスを利用するお客様にのみ、これを適応します。

第 48 条（基本サービス）

1. 当社は、別に定めるところに従い、次の各号に掲げるサービスを基本サービスとしてお客様に提供します。

（1） 第 10 条及び第 12 条に定める内容のサービス

（2） 第三者がウェブブラウザを用いて第 9 条又は第 10 条に定めるドメイン名をアドレスとするウェブサイトを閲覧しようとした時に、そのウェブサイトは制作中であり完成していないという趣旨の情報又はその他の情報をその第三者に対して表示するサービス

2. 前項第 1 号のサービスは、お客様が希望するドメイン名をドメイン名管理団体において登録するとともに、お客様がその登録を維持することができるようにする目的で提供するものです。お客様又は第三者の名義で既に登録されているドメイン名があり、お客様がそのドメイン名を使用する権利を有する場合には、お客様は、ドメイン名管理代行サービスの利用に際して、第 1 節の規定に従ってそのドメイン名を使用することもできます。

3. 当社は、本条に掲げる基本サービスの内容を予告なく変更する場合があります。当社は、このことによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第 49 条（オプションサービス）

1. 当社は、お客様から特に申出があったときは、当社が別に定めるオプションサービスを前条の基本サービスに付加して提供します。

2. 当社は、前項に基づいて当社が定めるオプションサービスの内容を予告なく変更する場合があります。当社は、このことによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。

3. お客様は、第 1 項に基づいて当社がお客様に提供するオプションサービスの全部又は一部について、いつでも将来に向かってその利用を取り止める事ができます。

4. 前項の場合には、当社の定める方式に従って当社に対して当該オプションサービスの利用を取り止める旨の通知を行わなければなりません。当社の定める方式に従わない場合には、当該オプションサービスの利用を取り止める効果は生じません。

5. お客様は、前項の定めるところによりオプションサービスの利用を取り止める旨の通知を行ったときは、その通知が当社に到達した日をもって当該オプションサービスを利用する権利を失うものとします。

6. お客様は、前 3 項の定めるところによりオプションサービスの利用の取り止めを行った場合であっても、すでに当社に支払った本来の当該オプションサービスの利用を取り止める事ができる期間の満了日までの間のオプション新規セットアップ料金及びオプション月額利用料金の全部又は一部の償還を受けることはできません。

第 4 章

第 50 条（料金の種類）

1. お客様は、次の各号に掲げる料金を当社に支払うものとします。
（1） 新規セットアップ料金
（2） 月額利用料金
（3） ドメイン名維持料金
2. お客様が第 10 条に定めるドメイン名登録申請事務手続の代行サービスを利用する場合には、前項各号の料金のほか、ドメイン名登録申請事務手続代行料金を当社に支払うものとします。
3. お客様が第 43 条、第 46 条又は第 49 条に基づいて当社の定めるオプションサービスを利用する場合には、前 2 項に定める料金のほか、オプション新規セットアップ料金及びオプション月額料金を当社に支払うものとします。
4. 当社は、既存の特定のサービスプラン又は新たに設ける特定のサービスプランを利用するお客様について、前 3 項に定める料金以外の料金を当社に支払うべき旨を定める場合があります。この場合には、前 3 項に定める料金のほか、本項により当社の定める料金を当社に支払ってください。
5. No.1 ホスティングサービスの利用及びその支払いに際して生じる公租公課等については、お客様がこれを負担するものとします。
6. 銀行振込み手数料及び料金の支払に際して生じるその他の費用については、お客様がこれを負担するものとします。
7. 本条の規定は、No.1 ホスティングサービス利用契約が更新される場合にこれを準用します。ただし、第 1 項第 1 号の料金については、この限りではありません。
8. 当社は、既存の特定のサービスプラン又は新たに設ける特定のサービスプランを利用するお客様について、データ転送料金を当社に支払うべき旨を定める場合があります。この場合には、当月において共有サーバから他所へ転送されたデータの量に応じたデータ転送料金を当社が別に定める期限までに当社に支払ってください。
9. お客様が本条に定める各種料金を、当社が定める期限までに支払わない場合には、その期限の翌日から元本に対して年率 14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第 51 条(料金の価格)

1. 当社は、前条に規定するすべての料金についてあらかじめその価格を定め、当社のウェブサイトへの記載等、適当な方法でこれをお客様に知らせます。
2. 当社は、前項により定めた料金の価格を予告なく変更することがあります。変更された料金の価格は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でこれをお客様に知らせます。

第 52 条(料金の支払い方法)

1.　お客様は、No.1 ホスティングサービス利用契約の申込の際に第 2 条第 4 項に基づいて料金の支払方法として次の各号のいずれかを選ぶものとします。
(1) 当社の銀行預金口座への振込
(2) クレジットカード
(3) お客様の銀行預金口座又は郵便貯金口座からの自動引落
2.　料金の支払方法としてクレジットカードを選ぶ場合には、No.1 ホスティングサービス利用契約の申込の際に、その利用するクレジットカード会社、カード番号、名義、有効期限等、お客様のクレジットカードに関する事項を申込フォーム又は申込書の所定の欄に入力又は記入してください。
3.　料金の支払方法としてお客様の銀行預金口座又は郵便貯金口座からの自動引落を選ぶ場合には、No.1 ホスティングサービス利用契約の申込の際に、その利用する引落用口座の名義、銀行預金口座又は郵便貯金口座の別、銀行預金口座の場合は銀行名、支店名、預金の種類及び口座番号、郵便貯金口座の場合には記号及び番号等、お客様の引落用口座に関する情報を申込フォーム又は申込書の所定の欄に入力又は記入してください。
4.　サービスプラン又は第 56 条に定める No.1 ホスティングサービス利用契約の存続期間によっては、第 1 項各号の支払方法のうち、利用することのできない支払方法がある場合があります。利用することのできない支払方法がある場合は、当社のウェブサイトへの記載等、適当な方法でこれをお客様に知らせますので、それ以外の支払方法を選んでください。
5.　当社は、特定のお客様について、第 1 項各号の支払方法と異なる支払方法を定める場合があります。

第５３条(料金の支払時期)
当月利用分を翌月末までに支払うこととします。ただし、第５０ 条第８項に定めるデータ転送料金については、この限りではありません。

第５４条(早期の解除の場合の料金の返金)
1.　当社の提供する No.1 ホスティングサービスについてお客様が満足することのできなかった場合には、当社は、本条の定めるところの従って料金の一部を返金します。
2.　当社は、お客様が第 57 条第２項に基づいて当社の定める方法に従って No.1 ホスティングサービス利用契約の解除を行い、その解除の通知がその No.1 ホスティングサービス利用契約の成立した日から起算して３０日を経過するまでに当社に到達し、かつ、お客様がその解除の通知においてその No.1 ホスティングサービス利用契約の成立した日から起算して３０日を経過する日以前の日をその No.1 ホスティングサービス利用契約が終了する日として指定したときは、同条第 4 項の規定に関わらず、そのお客様が No.1 ホスティングサービス利用契約の申込の際に当社に支払った本来の契約期間の満了日までの間の所定の料金等のうち月額利用金及びオプション月額利用料金の全部に相当する金額を当社の別に定める方法によりお客様に返金します。ただし、お客様が No.1 ホスティングサービス利用契約の申込の際に当社に支払った本来の契約期間の満了日までの間のオプション月額利用料金のうち、当社が別に定めるものについては、この限りではありません。

3.　本条に定める返金は、よりよいサービスの開発を目的として No.1 ホスティングサービス利用契約の解除の際に当社がアンケート調査に協力したお客様ついてのみ、これを行います。

第５５条(第４０条第１項第１号のサービスの利用不能の際の料金の返金)
1.　当社の責めに帰すべき事由により第４０条第１項第１号のサービスをお客様が利用することができなかった場合には、当社は、本条及び当社が別に定めるところに従って料金の一部を返金します。この返金は、当社が運用するサーバの故障により第４０条第１項第１号のサービスの利用不能が生じた場合に限ってこれを行います。
2.　当社は、お客様が当月において第４０条第１項第１号のサービスを利用することのできた時期を当月の総時間で除して得られる率に応じて、そのお客様が当月分の月額利用料金として当社に支払った金額に当社が別に定める率を乗じて得られる金額を当社が別に定める方法によりお客様に返金します。
3.　当社は、お客様が第４０条第１項第１号のサービスの利用不能の後、最初に当社に支払う月額利用料金の金額をその本来支払うべき月額利用料金の金額から返金するべき金額を減じて得られる金額とすることをもって前項の返金に代える場合があります。
4.　本条に定める返金は、第４０条第１項第１号のサービスの利用不能が生じた際にその事実を当社が別に定める方法により直ちに当社に通知したお客様についてのみ、これを行います。
5.　第２項に基づく返金の金額の算出にあたっては、第４０条第１項第１号のサービスの利用不能の時期は、前項の通知が当社に到達し、当社が利用不能の事実を確認した時からこれを起算するものとします。
６．　前５項に定める返金の要件をまたす場合であっても、第４０ 条第１項第１号のサービスの利用不能が次の各号に掲げるいずれかの事由により生じたときは、本条に定める返金は、これを行いません。当社の測定システムの故障により利用不能の期間を報告できない場合も同様とします。
（１）法令の制定又は改正が行われたこと。
（２）当社のサーバ、その他の施設の保守等のための作業を行ったこと。
（３）戦争、暴動、同盟罷業、内戦等が発生したこと、又は通商を禁止する措置がとられたこと。
（４）火災、洪水、交通機関の運行の停止や遅延、電気通信の障害や遅延が生じたこと。
（５）ウイルスの配布やクラッキングが行われたこと。
（６）電子商取引、代行の決済、チャット、統計、その他の用途のソフトウェアに瑕疵があったこと
（７）お客様に第４０ 条第１項第１号のサービスを提供するために当社が運用するサーバを適当に動作させるために必要な部分や電力等の供給するために当社が受けられないこと。
（８）当社のネットワークに接続するための回線に障害が生じること。
（９）当社の管理外にあるＤＮＳに障害が生じたこと。
（１０）お客様(その従業員又は代理人も含むものとします)がこの No.1 ホスティングサー

ビス利用約款の定める義務に違背する行為、その他の行為を行ったこと。

第５章

第５６条(契約期間)

1.　第２条第４項によりお客様が選んだ契約期間をもって、その No.1 ホスティングサービス利用契約の契約期間とします。
2.　ある月の途中において No.1 ホスティングサービス利用契約が成立した場合には、その No.1 ホスティングサービス利用契約の成立した日から契約期間に相当する期間が経過した日をもって、その No.1 ホスティングサービス利用契約の存続期間の満了日とします。
3.　前２項によって契約期間の満了日とされる日が金融機関の休日のときは、前２項の規定に関わらず、その日以前の金融機関の直近の営業日までの機関をもって、その契約期間とします。
4.　前３項の規定は、更新された No.1 ホスティングサービス利用契約にこれを準用します。この場合には、第２項における「成立した」は、これを「更新された」と読み替えるものとします。

第 57 条（お客様の行う解除）

1. お客様は、いつでも将来に向かって No.1 ホスティングサービス利用契約の解除を行うことができます。
2. 前項の解除権を行使する場合には、当社の定める方式に従って当社に対し解除の通知を行わなければなりません。当社の定める方式に従わない場合には、解除の効果は生じません。
3. お客様が本条に定める解除を行った場合であっても、すでに当社に支払った本来の契約期間の満了日までの間の所定の料金等の全部又は一部の償還を受けることはできません。

第 58 条（当社の行う解除）

1. 当社は、お客様について次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、直ちに無催告で No.1 ホスティングサービス利用契約の解除を行うことができます。
（1）お客様が、この No.1 ホスティングサービス利用約款の定める義務に違背した場合。
（2）お客様が所定の料金等の支払のために当社に交付した手形、小切手又はその他の有価証券が、不渡りとなった場合。
（3）　お客様について破産手続き又はその他の倒産手続が開始した場合。
（4）　お客様が、当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
（5）　お客様が反社会的な団体である場合又はお客様が反社会的な団体の構成員である場合。
（6）前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで重大な支障がある場合又は重大な支障の生じる恐れがある場合。
（7）第 34 条に基づく停止がある場合に、停止から５営業日以内にお客様が停止事由該当状態を是正できなかった場合。

2. 当社が本条に定める解除を行ったときは、その No.1 ホスティングサービス利用契約は、その解除の通知がお客様に到達した日をもって終了するものとします。
3. 当社は、本条に定める解除を行った場合であっても、そのお客様に対する損害賠償請求権を失わないものとします。また、当社は、本条に基づき当社が No.1 ホスティングサービス契約を解除したことによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第 59 条（反社会的勢力の排除）
甲および乙は、次の事項を誓約するものとします。
① 自ら又は自らの役員が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、特殊知能暴力集団等（以下、「反社会的勢力」という）ではないこと。
② 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。
③ 反社会的勢力が経営に関与していないこと。
④ 反社会的勢力に資金提供を行う等、その組織の維持、運営に関与していないこと。
２．前項の誓約に反する事実が判明した場合、甲および乙は、何らの催告を要せず即時に本契約を解除することができるものとします。

第 6 章

第 60 条（準拠法）
No.1 ホスティングサービス利用の準拠法は、日本国の法令とします。

第 61 条（裁判管轄）
No.1 ホスティングサービス利用契約に関する訴えについては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。他の裁判所について生じる法定管轄は、本条における合意をもってこれを排除します。

第 62 条（紛争の解決のための努力）
No.1 ホスティングサービス利用契約に関して紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神に基づき誠実に解決するための努力をするものとします。

第 7 章

第 63 条（No.1 ホスティングサービス利用約款の改定）
当社は、民法 548 条の 4 に従い、実施する効力発生日を定めてこの No.1 ホスティングサービス利用約款の内容を改定することがあります。その場合に当社は、改定する旨及び改定後の約款の内容並びにその効力発生日をウェブサイトへの掲載その他適切な方法によりお客様へ周知するものとし、No.1 ホスティングサービス利用契約の内容は、当該効力発生日から、改定された No.1 ホスティングサービス利用約款の内容に従って変更されるものとします。